



2022年2月18日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス
代表者名 代表取締役社長 笠原 弘和
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 管理部 総務課長 佐々木 誠志
(電話：03-5781-2522)

会計監査人の異動及び金融商品取引法監査の監査証明を行う 公認会計士等の選任に関するお知らせ

当社は、本日、当社の会計監査人である赤坂有限責任監査法人より、当社第11期事業年度（自2020年9月1日 至2021年8月31日）に係る会社法第396条第1項前段に基づく会計監査業務終了の時をもって会計監査人を辞任により退任すること、当社第12期事業年度（自2021年9月1日 至2022年8月31日）については第1四半期から金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明（四半期レビュー）業務について受嘱しない旨の通知を受けました。これにより、当社第12期事業年度に係る金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等（以下「公認会計士等」といいます。）並びに会計監査人の異動が生じることとなります。これを受けて、当社は、本日開催の取締役会及び監査等委員会において、公認会計士等を選任することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 会計監査人の退任予定年月日
2021年8月期に係る会社法第396条第1項前段に基づく会計監査業務終了の時
2. 退任する公認会計士等の概要

①名	称	赤坂有限責任監査法人	
②所	在	地	東京都港区元赤坂一丁目1番8号
③業務執行社員の氏名	池田 勉、荒川 和也		
3. 公認会計士等の退任日
2022年2月18日
4. 退任する赤坂有限責任監査法人の就任年月日
2019年11月28日

5. 退任する赤坂有限責任監査法人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等該当する事項はありません。

6. 退任に至った理由及び経緯

当社は、2022年2月2日付け「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて公表のとおり、過年度の決算を訂正する必要が生じました。また、特別調査委員会による調査で確認された事実関係を踏まえ、特別調査委員会から、再発防止策として、経営改善へ向けた提言が行われております。そこで、当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、経営改善へ向けた提言に沿って具体的な再発防止策を策定中であります。

このような状況下において、当社は、本日、赤坂有限責任監査法人より、監査法人をめぐる環境が厳しい中、監査上必要なリスク評価及びリスク対応を適切に実施するための監査工数並びに監査コストが増大している状況を踏まえ、適切な監査チームの編成が困難との理由から、当社第11期事業年度に係る会社法第396条第1項前段に基づく会計監査業務が終了した時をもって会社法の規定に基づく会計監査人を退任するとともに（当社第11期事業年度に係る金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明業務は、本日、終了しております。）、第12期事業年度については、第1四半期から、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明（四半期レビュー）業務について受嘱しない旨の通知を受けました。その結果、赤坂有限責任監査法人は、本日をもって金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項に基づく公認会計士等の職務を終了するとともに、当社第11期に係る会社法第396条第1項前段に基づく会計監査業務終了の時をもって当社会計監査人を退任することになりました。

7. 公認会計士等の選任理由

当社は、公認会計士等が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続される体制を維持するため、本日、監査法人アリアを当社の公認会計士等として選任いたしました。

監査法人アリアを公認会計士等とした理由は、当社の2017年8月期、2018年8月期及び2019年8月期の過年度訂正監査を通じて当社の上記の状況及び事業内容等を把握しており、品質管理体制、独立性、専門性、監査業務の実施体制並びに監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

8. 就任する公認会計士等の概要

① 名 称	監査法人アリア
② 所 在 地	東京都港区浜松町一丁目30番5号
③ 業務執行社員の氏名	茂木 秀俊、山中 康之
④ 日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況	登録されております。

9. 公認会計士等の就任日

2022年2月18日

10. 上記 6. の理由及び経緯に対する意見

(1) 赤坂有限責任監査法人の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(2) 監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

11. 今後の見通し

以上のことから、第11期事業年度に係る会社法第396条第1項前段に基づく会計監査業務は赤坂有限責任監査法人、第12期事業年度に係る金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等は監査法人エリアとなります。

赤坂有限責任監査法人が会計監査人を退任しましたら、速やかに監査等委員会において監査法人エリアを一時会計監査人に選任するなど、適正な監査業務が継続される体制を維持しつつ、今後開催予定の当社第11期事業年度の計算書類等の報告に係る株主総会において、監査法人エリアを新たな会計監査人として選任することをお諮りする予定であります。

以 上